2023年度　南多摩都市霊園使用者の募集（町田市分）
（令和５年度）
申込みのしおり

申込期間　２０２３年９月６日（水）～９月１５日（金）

申込方法　**郵送による申込みとなります。**

９月６日（水）から９月15日（金）までの消印があり、９月21日（木）までに町田市役所環境共生課へ到着したものを、受け付けます。
専用の申込書に必要事項を記入し、切手（2 箇所）を貼って、任意の封筒に入れて郵送してください。

注意事項

このご案内は2023年度（令和５年度）の募集から使用開始（使用券のお渡し）までをご案内しています。10ページ以降は当選後の使用予定者（審査対象者）に必要な事項（書類審査時に提出していただく書類、使用料・管理料のお支払い等）が掲載してありますので、申し込み後も大切に保管してください。

申込みできる方の主な注意事項

（詳細は６ページの「３．申込者の資格」をお読みください。）

１．　現に埋蔵すべき遺骨（未だ一度も埋蔵（葬）及び収蔵されたことのない遺骨）があり６ページに掲げる続柄の範囲内にある方
２．　申込み遺骨の「祭祀の主宰者」（６ページ★印参照）である方
３．　一年以上継続して町田市に住所を有している方

◎募集場所：南多摩都市霊園（区画墓地）　八王子市南大沢三丁目1999番地２

◎募集区画数：４区画（３㎡　１区画 、５㎡　２区画 、３．７㎡　１区画）

〔問い合わせ・郵送提出先〕町田市環境資源部環境共生課生活環境係
〒194-8520　町田市森野２-２-22
電話　042-724-4391(直通)
FAX 050-3160-5478

◎ 申込みから使用開始までのスケジュール

申込期間	９月６日（水）から ９月１５日（金）まで	申込期間内の消印があり、９月２１日（木）までに町田市役所環境資源部環境共生課へ到着したものを、受け付けます。

↓

抽選番号通知	９月２５日（月）以降発送	受け付けた申込者全員に、抽選番号をはがきで通知します。

↓

公開抽選（抽選会への参加は任意）	１０月１２日（木） 午前１０時から	会場：町田市役所　２階　会議室２－２ 電話による抽選結果のお問い合わせにはお答えできません。

↓

抽選結果の通知	１０月１６日（月）以降発送	受け付けた申込者全員に、抽選結果（当選、補欠、落選）をはがきで通知します。 当選者には、同時に書類審査日時をお知らせします。

↓

書類審査 ※使用予定者に決定された方のみ実施します。	１０月３０日（月）または１０月３１日（火）の指定された時間	書類審査は市の指定した日時に行います。原則申込者本人が出席してください。 ※書類審査で、申込み資格がないことが判明した場合及び、必要書類が提出できない場合は、失格となります。

↓

使用料・管理料納入	１１月２２日（水）以降発送	納入通知書は１１月２２日（水）以降に、八王子市役所から発送されます。 納入期限は１２月中旬の予定です。 ※使用料と管理料が納入期限までに納入されない場合は、当選を辞退されたものとして取り扱います。

↓

霊園使用券交付	１２月２５日（月）頃 （使用開始は１月４日（木）以降です）	使用料と管理料を納入された方に八王子市霊園使用券を交付します。町田市役所環境資源部環境共生課で交付しますので、領収書を持ってお越しください。 **使用開始（承認）は１月４日（木）以降となります。**

― 目　　次 ―

◎　申込みから使用開始までのスケジュール・・・・表紙の裏

１．霊園の概要　　・・・・・・・・・・・・・・・・２～３

２．南多摩都市霊園案内図・・・・・・・・・・・・・・４

　　募集区画案内図　　・・・・・・・・・・・・・・・５

３．申込者の資格　　・・・・・・・・・・・・・・・６

４．申込期間・申込方法　　・・・・・・・・・・・・・６～７

５．申込みに伴う注意事項（失格・無効となる場合）　・・・８

６．公開抽選による使用予定者（審査対象者）の決定・・９

７．使用予定者（審査対象者）に決定された方が必要になる書類

　　・・・・・・・・・・・１０～１１

８．使用料・管理料の納入　　・・・・・・・・・・・１２

９．八王子市霊園使用券の交付　・・・・・・・・・・・１２

10．霊園使用上の注意事項（使用者の責務等）・・・・・１２～１３

11．霊園使用上の制限等　　・・・・・・・・・・・１３

12．申込書の書き方（記入例）　・・・・・・・・・・・１４

◎　南多摩都市霊園使用申込書　・・・・・・・・・・・１５

◎　申込み前のチェックシート　　・・・・・・・・・・１６

１．霊園の概要

①　概要

霊　　園　　名	八王子市南多摩都市霊園
所　　在　　地	八王子市南大沢三丁目１９９９番地２
設　置　年　月　日	昭和５１年４月１日
敷　地　面　積	３０，００２．００㎡

②　公募する区画の内訳

申込区分	募集数	区画面積	使用料（円） 貸付時のみ 250,000 円/㎡	管理料（円） 年１回 1,500 円/㎡	間口×奥行（m）
Ａ組　３㎡	１区画	３．０㎡	750,000 円	4,500 円	1.50m×2.00m
Ｂ組　５㎡	２区画	５．０㎡	1,250,000 円	7,500 円	2.00m×2.50m
Ｃ組　３．７㎡	１区画	３．７㎡	925,000 円	6,000 円	2.00m×1.85m

※　Ａ組、Ｂ組、Ｃ組の組単位による申込みとなります。

※　管理料の計算は使用面積で１㎡未満の端数があるものは、１㎡に繰り上げます。

（例）3.7 ㎡→4 ㎡

※使用区画は選ぶことはできません。

③初年度納付金（2023 年度）

2023 年度は使用承認が年度途中のため管理料は月割りになります。

申込区分	使用料（円）	管理料（円）/㎡　月額 １，５００円×１/１２月＝１２５円	合　計
Ａ組　３㎡	７５０，０００円	月額×使用月数×面積 １２５円×３ヶ月×３㎡ ＝１，１２５円	７５１，１２５円
Ｂ組　５㎡	１，２５０，０００円	月額×使用月数×面積 １２５円×３ヶ月×５㎡ ＝１，８７５円	１，２５１，８７５円
Ｃ組　３．７㎡	９２５，０００円	月額×使用月数×面積 １２５円×３ヶ月×４㎡ ＝１，５００円	９２６，５００円

④翌年度以降の納付金

申込区分	A組　３㎡	B組　５㎡	C組　３．７㎡
管理料（年額）円 １，５００円×面積（㎡）	４，５００円	７，５００円	６，０００円

申込みの前に霊園の見学をおすすめします。見学はご自由にできます。

直接霊園にお越しください。市への連絡は必要ありません。

2．南多摩都市霊園案内図

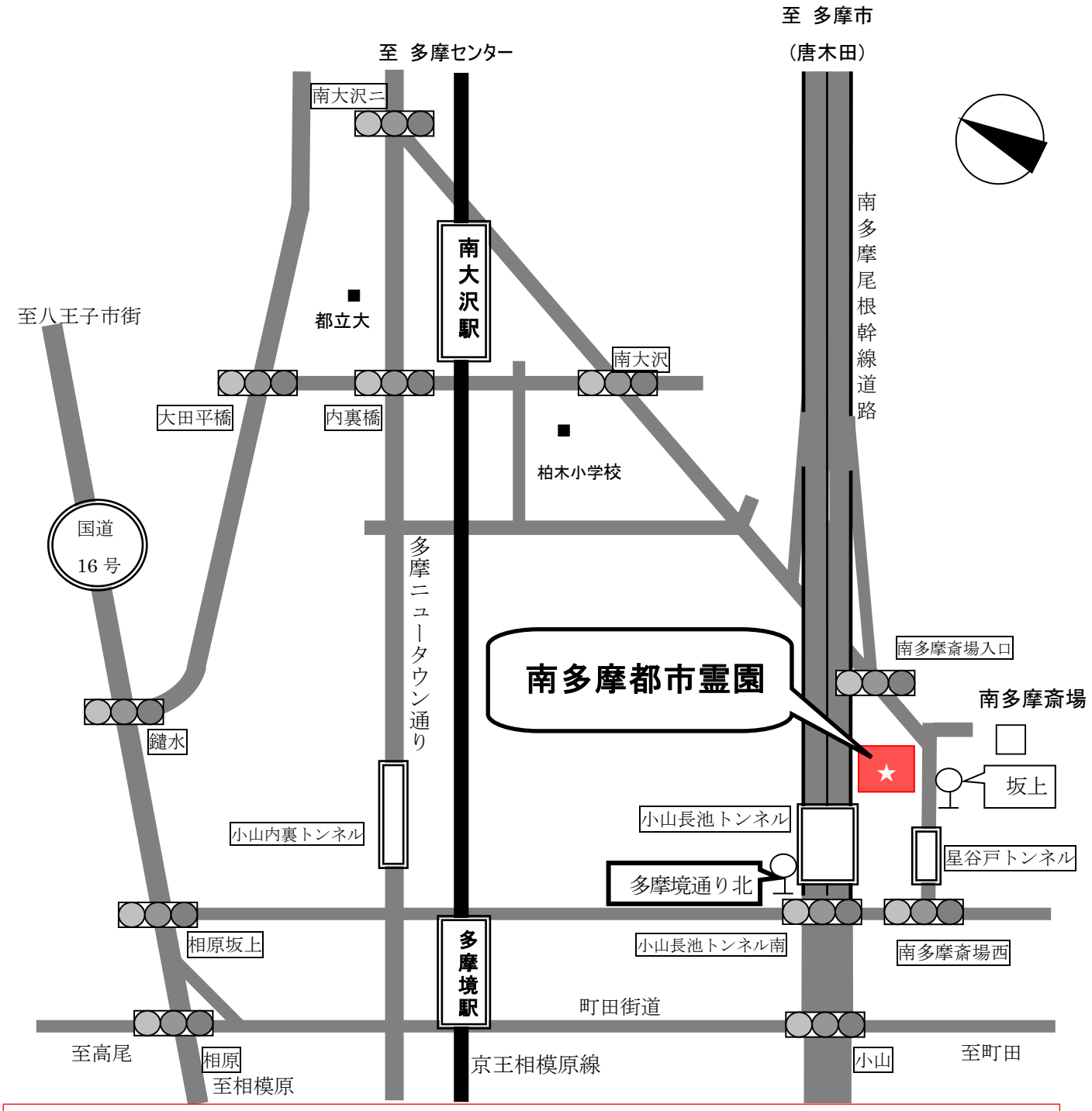

南多摩都市霊園への主な交通手段

【電車・バス】⇒●『橋本駅北口』(JR 横浜線)から神奈中バス(橋 76)神奈中多摩車庫行き『多摩境通り北』バス停下車 徒歩 9 分(日中 1 時間に 2 本程度運行)。

●『多摩境駅』(京王相模原線)から神奈中バス(橋 76)神奈中多摩車庫行き『多摩境通り北』バス停下車 徒歩 7 分(日中 1 時間に 3 本程度運行)

【 車 】⇒ 町田市内から、町田街道を高尾方向に進行、信号〈小山〉を右折、約 0.8km 先の信号〈小山永池トンネル南〉を右折、100m 先信号〈南多摩斎場西〉を左折、トンネルを抜けると 左側が **南多摩都市霊園** です。

募集区画案内図（町田市分）

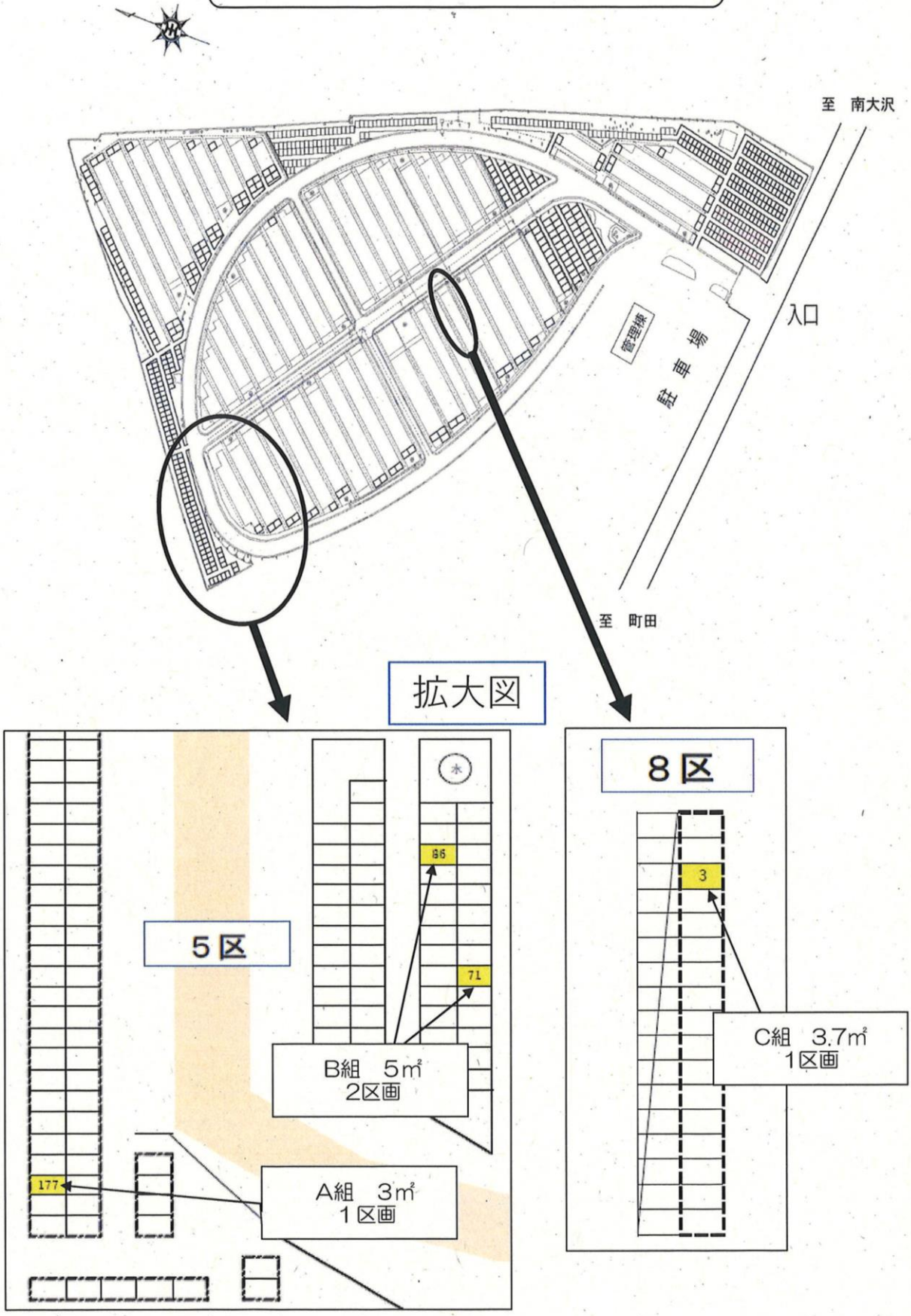

３．申込者の資格

お申込みいただけるのは、つぎの**資格・要件①から③のすべてを満たしている方**です。

① 現に埋蔵すべき遺骨**（未だ一度も埋蔵（葬）及び収蔵されたことのない遺骨）**をお持ちで、その遺骨が申込者と次に掲げる続柄の範囲内にある方。

・ 配偶者（夫または妻）　・ 直系血族の祖父母、父母、子　・ 血族の兄弟姉妹
・ 養父、養母、養子　・ パートナーシップ関係にある方

（例）●自宅等に置いてある方
●都立霊園一時収蔵施設に預けている方。
いずれも改葬骨・分骨を除く
※改葬骨とは、埋蔵（埋葬）もしくは収蔵した遺骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すことです。
※分骨とは、一人の遺骨を二つ以上に分割したものを言います。

② 申込者がその遺骨の祭祀（さいし）の主宰者であること。

★ **遺骨の祭祀の主宰者**とは、「申込遺骨の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主を務めるなど、将来にわたって当該遺骨及び墓所を守り管理していくべき立場にある方」をいいます。
・葬儀の喪主を務めた方／法事の施主を務めた方／死亡届出人となった方／火葬許可の申請を行った方
※当選後に祭祀の主宰者を確認できる資料（会葬お礼のはがき・葬儀の領収書等）の原本を提示または提出していただきます。

③ 申込者本人が１年以上**（２０２２年９月１４日以前から）**継続して町田市内に住民登録されていること。

４．申込期間・申込方法

【申込期間】2023 年９月６日(水)～９月 15 日(金)

・ 申込期間中に、この「申込みのしおり」の１５ページにある専用の申込用紙「南多摩都市霊園使用申込書」で、お申込みください。

申込期間　２０２３年９月６日（水）から９月１５日（金）まで

※ただし、**申込期間内の消印があり、９月２１日（木）までに**町田市役所環境共生課へ到着したものを受け付けます。

【申込み時】　提出書類

① 南多摩都市霊園使用申込書
② ６３円切手２枚（南多摩都市霊園使用申込書の右下に枠に貼り付けてください。）

※　切手の貼っていないもの、不足しているものは抽選事務の手続きが行えません。不足書類の追加に応じていただけない場合は、申込みが無効となることがあります。
申込書の書き方は１４ページを参照してください。

【申込方法】専用の申込書による申込み　＜郵送＞

（１）　この「申込みのしおり」をよくお読みいただき、申込資格や制限事項等をご確認いただいたうえで、お申込みください。なお、**申込区分（組）は選べますが、そのうちの使用区画番号を選ぶことはできません**のでご注意ください。

（２）　「南多摩都市霊園使用申込書」（この「申込みのしおり」の１５ページの専用の申込用紙）に必要事項をもれなく記入してください。
※申込書の記入にあたっては、１４ページの１２．申込書の書き方（記入例）をご参照ください。

（３）　申込書の右下２か所の貼付箇所にそれぞれ６３円切手を貼ってください。
この切手は抽選番号通知と抽選結果通知をお知らせするために使用します。
すべて記入できましたら、提出書類を任意の封筒に入れ、町田市役所環境共生課まで郵送してください。

（４）　申込み後、受け付けた申込者全員に、抽選番号通知をはがきで送付します。
９月２５日（月）以降発送予定です。１０月５日（木）までにはがきが届かない方は、町田市役所環境共生課まで連絡してください。

提出された書類等は、お返ししません。

５．申込みに伴う注意事項（失格・無効となる場合）

（１） **申込みは１人（申込資格のある方）につき１通限り有効です。**次の場合は、二重申込み（不適正申込み）として、すべての申込みが無効となります。

① 同一人が同一遺骨で複数申込み
（例．長男が父親の遺骨で２通以上を申込んだ場合）

② 複数人が同一遺骨で申込み
（例．長男と二男が父親の遺骨でそれぞれ申込んだ場合）

③ 複数人が両親の遺骨をそれぞれ申込み
（例．長男が父親の遺骨で、二男が母親の遺骨で申込んだ場合）

④ 同一人が複数の遺骨で申込み
（例．父親の遺骨と母親の遺骨でそれぞれ申込んだ場合）

⑤ その他、これに類すると認められるとき

（２） **既に公営・民営霊園（墓地）の使用者の方は、申込みできません。**

（３） **申込書を郵送後は、「申込区分（組）」、「申込者」、「申込遺骨」の変更はできません。**

（４） **改葬骨・分骨による申込みはできません。**
※改葬骨とは、埋蔵（埋葬）もしくは収蔵した遺骨を、他の墳墓又は納骨堂へ移すことです。
※分骨とは、一人の遺骨を二つ以上に分割したものを言います。

（５） **申込みにおいて、使用区画番号の選択はできません。**

（６） このしおりの 15 ページにある申込書以外による申込みは無効です。

（７） 申込書の記載において、記入漏れなど内容が不明確な場合には申込み受け付けが行えません。訂正等に応じていただけない場合は、**申込みが無効となることがあります。**

（８） **申込書の記入事項や証明が事実と異なっていることが明らかとなった場合や使用開始（承認）日までに市外に転出された場合は、失格となります。**

※ 抽選で当選となった方でも審査により資格がないことが判明した場合や必要書類が提示・提出できない場合は失格となります。

霊園の使用に際し、使用料・管理料のほかに納骨施設・墓碑その他の設備の設置費用が必要になります。

６．公開抽選による使用予定者（審査対象者）の決定

① 抽選日時　※公開抽選会への参加はご自由です。

（１）抽選日時　２０２３年１０月１２日（木）午前１０時開始

（２）抽選会場　町田市役所　２階　　会議室２－２

町田市森野２－２－２２

（３）抽選方法　抽選器を使い、使用予定者及び使用区画、補欠者を決定します。

申込者が募集区画数に満たない場合は使用区画を決めるための抽選を行います。

（４）抽選結果　**①１０月１６日（月）以降、申込者全員に公開抽選結果通知書（はがき）でお知らせします。**

②公開抽選終了後に町田市役所環境共生課に抽選結果を掲示します。

※抽選結果の電話によるお問い合わせは、ご遠慮ください。

② 補欠者の取扱い

抽選後、使用予定者（審査対象者）が書類審査で失格となった場合、棄権又は辞退された場合は、公開抽選会で決定した補欠順位の上位者から順に、繰り上げて当選者とします。

書類審査の日時等は繰上げ当選者本人に別途通知します。

２０２３年１１月１７日（金）までに通知がない場合は落選となります。

７．使用予定者（審査対象者）に決定された方が必要になる書類

書類審査で必要な書類について

公開抽選で使用予定者（審査対象者）に決定された方を対象として、申込資格等の書類審査を２０２３年１０月３０日（月）または３１日（火）に行います。詳細は、使用予定者に公開抽選結果通知書〔１０月１６日（月）以降発送予定〕でお知らせします。

書類審査には原則使用予定者本人が出席してください。また、本人確認書類を持参してください。

当選された方には以下の書類を提出または提示していただき、審査します。

提出された書類等は、お返ししません。

※　使用予定者（審査対象者）が書類審査期間中に審査を受けなかった場合は、棄権されたものとみなし、失格とさせていただきます。

①　公開抽選結果通知書はがき（「当選」の通知）／提出

②　申込者の居住要件を証明する書類　／提出

書類審査の 3 ヶ月前以降に発行された本籍等記載の住民票（外国人については在留資格・期間が確認できること）。

〔居住期間の確認〕

居住要件の期間内に市内で転居されている方は、住民票の記載事項の住民となった日により居住期間の継続を確認します。

なお、使用開始（承認）日（２０２４年１月４日）までに市外に転出した場合は、失格となります。

③　遺骨の証明書類　／提示

死体(胎)埋･火葬許可証、都立霊園一時収蔵施設使用許可証等の**原本**を提示していただきます。

遺骨の状態	遺骨の証明書類
自宅に置いてある方 （改葬骨・分骨を除く）	死体（胎）埋・火葬許可証または、 都立霊園発行の遺骨引渡証明書
都立霊園一時収蔵施設に預けている方	都立霊園一時収蔵施設使用許可証

※　寺院等が発行する**埋蔵（葬）証明及び収蔵証明や分骨証明**による申込みはできません。

④　申込遺骨との続柄を示す証明書類(戸籍(除籍)全部事項証明書等）　／提出

〔死胎児による申込みの場合〕

死胎児（４か月〈１２週以上〉）による申込みで当選された場合は、戸籍の全部事項証明書等による続柄の証明の代わりとして、書類審査の際に死胎児と親・子の関係であることが記載されている死胎火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかの書類を提示していただき確認します。

⑤　**保証人の住所を証明する書類(住民票)または、住所が確認できる本人確認書類の写し**　／提出

申込者と連絡を密にとれる方を設定してください。

※　**保証人は金銭的な義務を負うものではありません。**

⑥　**祭祀の主宰者であることを証明する書類**　／提示または提出

遺骨の「祭祀の主宰者」とは「申込遺骨の親族の合意のもとに、葬儀の喪主あるいは法事の施主を務めるなど、将来にわたって当該遺骨及び墓所を守り管理していくべき立場にある方」をいいます。

祭祀の主宰を確認するため、以下の書類のいずれか１つの**原本**を提示（戸籍の全部事項証明書等、理由書等の場合は提出）していただきます。

ア　申込者が、申込遺骨の申請者となっている埋・火葬許可証

イ　申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる、葬儀の際の領収書（宛先が申込者）

ウ　申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書（宛先が申込者）

エ　申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本等

オ　申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園一時収蔵施設使用許可証

カ　理由書（高齢などにより祭祀の主宰者を変更する場合等）

⑦　霊園使用申請書　／書類審査当日に記入していただきます。

書類審査時のチェックリスト

	抽選結果通知書のはがきはありますか。
	遺骨の証明書類（原本） 死体（胎）埋・火葬許可証・都立霊園一時収蔵施設使用許可書、都立霊園発行の遺骨引渡証明書（いずれか１点）はありますか。
	申込遺骨との続柄を示す書類 戸籍・除籍など
	祭祀の主宰者の証明書類（原本） **いずれか１点** ●申込遺骨の申請者となっている死体（胎）埋・火葬許可証 ●申込者が、申込遺骨の葬儀の喪主であることの確認できる葬儀の際の領収書（宛名は申込者） ●申込者が、申込遺骨の法事の施主であることの確認できる、法事のときの寺院の証明書　（宛名は申込者） ●申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本等 ●申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園一時収蔵施設使用許可書 ●**理由書**（高齢などにより祭祀の主宰者を継承する場合など）

	居住要件を証明する書類 ●使用予定者本人の書類審査前3か月以内に発行された本籍記載の住民票
	保証人の住所を証明する書類 ●保証人本人の書類審査前3か月以内に発行された住民票

８．使用料・管理料の納入

使用予定者には、使用料及び管理料（２ページ参照）を納入していただくため、２０２３年１１月２２日（水）以降に納入通知書が八王子市役所から直接送付されます。**納入期限〔２０２３年１２月中旬頃〕までに納入されない場合は、棄権されたものとして取り扱わせていただきますのでご注意ください。**

〔使用料について〕

① 使用料は、区画貸付時に１回お支払いいただくものです。１㎡あたり２５０，０００円です。区画の広さにより金額が変わります。

② １㎡あたりの額を定めています。**（1 ㎡あたり 250,000 円）**（例）5 ㎡では 1,250,000 円

〔管理料の取り扱いについて〕

① 管理料は、霊園の共益部分の維持管理経費の一部として、毎年１回納入していただくもので、１㎡あたりの額を定めています。**（1 ㎡あたり年額 1,500 円）**（例）5 ㎡では年額 7,500 円

② 使用面積で１㎡未満の端数があるものは、１㎡に繰り上げます。（例）3.7 ㎡→4 ㎡

③ 初年度は、使用承認の月からの月割りになります。

④ 次年度以降は、４月に納入通知書を発送します。

９．八王子市霊園使用券の交付

指定する期日までに使用料及び管理料を納入し、使用手続きを完了された方には「八王子市霊園使用券」を**２０２３年１２月２５日（月）頃に町田市役所環境共生課**で交付いたします。**使用料・管理料が納入済であることを確認するため、領収書及び本人確認書類を必ず持参してください。**

また、本人以外の方が使用券を受取る場合には、委任状を持参してください（同居の方でも必要です）。

１０．霊園使用上の注意事項（使用者の責務等）

南多摩都市霊園の使用者になった方は「墓地、埋葬等に関する法律」、「同施行規則」、「八王子市霊園条例」「同施行規則」等に定める規定を遵守し、適正に使用しなければなりません。

使用者に関わる八王子市霊園条例等の主な内容

（１）権利を譲渡し、または転貸することはできません。

（２）使用者の死亡等により、承継する方は、原因発生後直ちに申請してください。

（３）次に該当する場合は、使用承認取消しとなる旨を定めていますので、ご注意ください。

① 使用者が死亡した日から起算し、２年を経過しても祭祀を承継する者がいないとき

② 使用者が使用することなく、１年が経過したとき〔２０２５年１月末日までに申込遺骨が埋蔵されないとき〕

③　使用者が２年間管理料を納入しないとき
④　使用者が住所不明となって５年を経過したとき
⑤　使用者が目的以外に使用したとき
⑥　当該墓地を転貸しまたは譲渡したとき
⑦　その他、条例及びこれに基づく規則に違反したとき

上記の規定により使用承認を取り消されたときは、使用者は直ちにその使用墓地を原状に復し、八王子市に返還しなければなりません。

当選後、霊園の使用を辞退する場合は、速やかに届け出てください。

１１．霊園使用上の制限等

（１）使用者は、区画を明らかにするために、地表から高さ１ｍ以内の囲障（いしょう）をもって境界を設けなくてはなりません。
（２）墓碑その他の設備は、次の基準に従って設置しなければなりません。
①　墓碑及びこれに類する設備の高さは、地表から３ｍ以内とします。
②　盛土設備の高さは、地表から０.５ｍ以内とします。
③　囲障設備の高さは、地表から１ｍ以内とします。
（３）使用区画内の樹木は、隣接地又は通路に障害をおよぼす恐れがあるため、ご配慮願います。
使用区画に墓碑等を設置する場合は、一定の基準で間隔を空けていただきますので、あらかじめご承知ください（例　５㎡区画墓地は、前後左右すべて各５㎝以上下がって工事を行っていただきます）。

※　なお、工事の際には、工事施工申請の届出が必要となります。また、**カロート（地下納骨施設）設置の際は、浸水を防止する措置を必ず講じてください。**

町田市は、南多摩都市霊園の募集に関し、石材店等とは一切関係ありません。

１２．申込書の書き方（記入例）

◎記入には消えない黒いボールペンを使用し、はっきりとした楷書で記入してください。

戸籍上の名前で申込者名をご記入ください。

住民票上の住所を記入。集合住宅の場合は、集合住宅名と部屋番号をご記入ください。
また、異なる姓の世帯主と同居の方は、方書きも記入してください。

申込組はＡ組、Ｂ組、Ｃ組のどれかに○印をご記入ください。

申込者から見ての続柄（戸籍上）を記入してください。

遺骨の氏名は戸籍上の字で１名のみ記入してください。死胎児（4か月・12週以上）の遺骨で申込む場合は遺骨の氏名の欄に「死胎児」と記入してください。

申込遺骨がどのような状態であるか、また、それを証明する書類のうち提示できるものそれぞれに○印をつけてください。

63円額面の切手のみ貼り付けてください。

2023年度　南多摩都市霊園使用申込書

No.

町田市長　様　　太枠内のみ記入してください。

申込者	フリガナ	マチダシ　ハナコ
	氏　名	町田市　花子
	住　所	町田市　森野１２３４－５６
	電　話	（自宅）042 － 7** － ****　（日中連絡のとれる電話）090 － **** －****

八王子市霊園条例に基づき、以下のとおり南多摩都市霊園の使用を申し込みます。

申込組	A組(3㎡) B組(5㎡) C組(3.7㎡)	申込組のA組・B組・C組どれかに○印を記入してください	
遺骨の氏名	フリガナ　マチダシ　タロウ 町田市　太郎	申込者から見た続柄	夫
遺骨の状態	1. 自宅に置いてある。 2. 都立霊園一時収蔵施設に預けてある。 （　年　月　日から）	遺骨の証明	1. 死体(胎)埋・火葬許可証 2. 都立霊園交付の遺骨引渡証明書 3. 都立霊園一時収蔵施設使用許可証
※該当する番号に○をつけてください。			
死亡年月日	昭和　平成　令和 4年　4月　4日	備考	
抽選番号			

通知送付用の切手を貼ってください。　　切手が不足している場合は無効です。

抽選番号通知と抽選結果の送付用切手（２枚）

63円切手のみ、はがれないようしっかり貼り付けてください。

63円	63円
切手を貼り付けてください	切手を貼り付けてください

ここから切り取ってください

2023年度　南多摩都市霊園使用申込書

No.

町田市長　様　　太枠内のみ記入してください。

申込者	フリガナ	
	氏　名	
	住　所	町田市
	電　話	（自宅）　－　－　（日中連絡のとれる電話）　－　－

八王子市霊園条例に基づき、以下のとおり南多摩都市霊園の使用を申し込みます。

申　込　組	A組(3㎡) B組(5㎡) C組(3.7㎡)	**申込組のA組・B組・C組どれかに○印を記入してください**	
遺骨の氏　名	ﾌﾘｶﾞﾅ	申込者から見た続　柄	
遺骨の状態	1．自宅に置いてある。 2．都立霊園一時収蔵施設に預けてある。 （　　年　月　日から）	遺骨の証明	1．死体(胎)埋・火葬許可証 2．都立霊園交付の遺骨引渡証明書 3．都立霊園一時収蔵施設使用許可証
※該当する番号に○をつけてください。			
死　亡 年月日	昭和　平成　令和 年　月　日	備考	
抽選番号			

通知送付用の切手を貼ってください。

切手が不足している場合は無効です。

抽選番号通知と抽選結果の送付用切手（２枚）

63円切手のみ、はがれないようしっかり貼り付けてください。

63円 切手を貼り付けてください	63円 切手を貼り付けてください

南多摩都市霊園申込み前のチェックシート

「申込みのしおり」をよくお読みになり、下記のチェックシートでもう一度ご確認のうえ、ご送付ください。
※記入に誤りのある場合は二重線で訂正し実印を押印してください。

申込書の記入	記入漏れや間違いはありませんか。	□
申込内容の確認	希望の申込組に〇印を付けましたか。	□
申込者の居住要件	１年以上継続して町田市に住んでいますか。	□
遺骨の条件	申込遺骨が自宅にありますか。 または、都立霊園一時収蔵施設に預けてありますか。	□
	申込遺骨は本骨ですか。 ※改葬骨や分骨での申込みはできません。	□
申込者と遺骨の関係	申込遺骨は、申込者から見て次の続柄の範囲内にありますか。 ●配偶者（夫または妻） ●直系血族の祖父母・父母・子 ●血族の兄弟姉妹 ●養父母、養子 ●パートナーシップ関係にある方	□
祭祀の主宰	申込者は申込遺骨の祭祀の主宰者であることを証明する書類のいずれかを当選後、書類審査時に提出できますか。	□
切手の貼り付け	申込書に６３円額面の切手２枚を貼り付けましたか。	□
郵送封筒の用意	任意の申込用封筒を用意し、必要切手を貼り付けましたか。	□

メモ

封筒用宛名様式

〒194-8520
町田市森野２－２－22

町田市　環境資源部　環境共生課
生活環境係　行
（南多摩都市霊園使用申込書在中）

差出人

住所	〒 町田市 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名	＿＿＿＿＿＿＿＿

切り取り線

【封筒作成例】

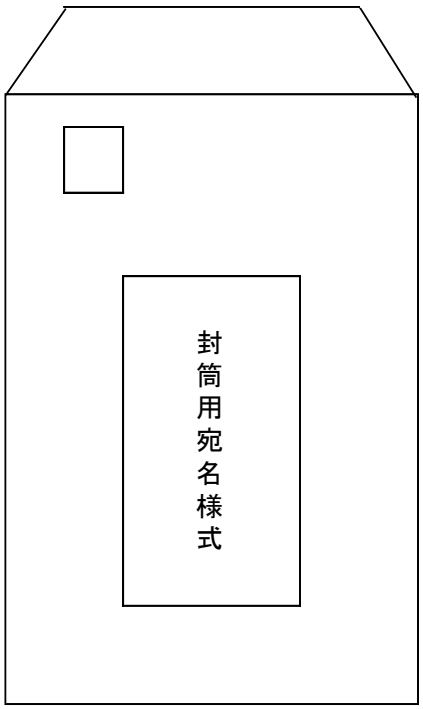

○切り取って封筒に貼ってご利用いただけます。
○送付の際は必要切手を貼付し投函してください。

（問い合わせ・郵送提出先）

町田市環境資源部環境共生課生活環境係

〒194-8520　町田市森野２－２－２２

電　話　０４２－７２４－４３９１（直通）

ＦＡＸ　０５０－３１６０－５４７８

この冊子は、200 部作成し、1 部当たりの単価は 385 円です（職員人件費を含みます。）。